

香芝市総合教育会議傍聴に関する注意事項

1 傍聴の手続

会議の傍聴を希望する者は、会議の当日に所定の場所において住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し会場に入室してください。なお、傍聴の受付は先着順で行い、希望者が定員を超えた場合入室を制限することがあります。

2 傍聴することができない者

次のいずれかに該当する者は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、特に許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) その他傍聴を不相当と認める者

3 禁止行為

傍聴人は、会議において次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (2) みだりに傍聴席を離れること。
- (3) 帽子、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等示威的行為をすること。
- (4) 私語、談話又は拍手をすること。
- (5) 飲食又は喫煙をすること。
- (6) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をすること。ただし、特に許可を得た場合は、この限りではありません。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

4 傍聴人の退場

傍聴人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに退場してください。

- (1) 会議が終了したとき。
- (2) 秘密会議を開く決定があったとき。
- (3) 退場を命ぜられたとき。